

意見書案第 26 号

南スーダンからの自衛隊の撤退を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

平成 28 年 12 月 19 日提出

提 出 者
向日市議会議員 松 山 幸 次

賛 成 者
向日市議会議員 丹 野 直 次
飛鳥井 佳 子

南スーダンからの自衛隊の撤退を求める意見書

安倍晋三政権は11月15日、南スーダンPKO（国連平和維持活動）に派兵する自衛隊部隊に対し、「駆けつけ警護」と「宿営地共同防護」の新任務を付与する閣議決定を行った。これにより稲田朋美防衛相は18日新任務に関する命令を出し、11月20日陸上自衛隊第9師団第5普通科連隊（青森市）の130人が出発し、南スーダンの首都ジュバの宿営地に21日到着している。

南スーダンでは、2013年12月政府軍（キール大統領派）と武装勢力（マシャール前副大統領派）との戦闘が首都ジュバから全土に広がり、深刻な内戦の後、2015年8月には「和平合意」が結ばれた。しかし、今年7月にはジュバで再び大規模な戦闘が発生し、数百人が死亡した。その後も戦闘は各地で続いている。11月1日に公表された国連特別調査報告書は、キール大統領とマシャール前副大統領との「和平合意」は「崩壊」したと断定しており、停戦合意の破綻は明瞭である。

自衛隊が「駆けつけ警護」を行えば、政府軍と交戦する事態も起こりかねず、攻撃された宿営地を守るため、他国部隊とともに自衛隊が応戦する「宿営地共同防護」も、国際法上「武力の行使」そのものである。今回の南スーダンPKOの新任務は、憲法9条を踏みにじり、自衛隊創設以来、はじめてとなる「殺し、殺される」深刻な事態になりかねない。

従って、自衛隊の危険な新任務は直ちに中止し、南スーダンからの自衛隊撤退を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月19日

京都府向日市議会